

議案第 12 号

令和 7 年度伊賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度伊賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内戸数	11,100 戸
(2)	年間総排水量	3,805,000 m ³
(3)	一日平均排水量	10,425 m ³
(4)	主要な建設改良事業	
	管路整備費	291,248 千円
	処理場整備費	799,442 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第 1 款	下水道事業収益	2,390,711 千円
第 1 項	営業収益	816,661 千円
第 2 項	営業外収益	1,574,050 千円
		支 出
第 1 款	下水道事業費用	2,396,457 千円
第 1 項	営業費用	2,215,954 千円
第 2 項	営業外費用	175,993 千円
第 3 項	特別損失	1,310 千円
第 9 項	予備費	3,200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,000,621千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,215,773千円
第1項 国庫補助金	440,295千円
第3項 負担金等	6,300千円
第4項 他会計補助金	200,012千円
第5項 企業債	532,800千円
第8項 基金取崩収入	36,366千円

支 出

第1款 資本的支出	2,216,394千円
第1項 建設改良費	1,149,597千円
第2項 企業債償還金	1,021,797千円
第9項 予備費	45,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新都市浄化センター機械・電気設備実施業務（ストックマネジメント事業等）委託経費	令和8年度	754,000千円
処理施設等維持管理業務委託経費（上之庄他24地区）	令和8年度	25,262千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 532,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	532,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 118,601千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
ソフトウェア	上下水道台帳システム	1式

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚